

国際物流の多元化・強靱化に向けた実証輸送 公募要領

国際情勢の悪化や気候変動による国際的なサプライチェーンの混乱が起きている中、安定的なグローバルサプライチェーンの確保に向けて、国際物流の多元化・強靱化を図る観点から実証輸送を実施し、新たな国際物流ルートの開発や、既存の成果を発展・進化させるための継続的・集約的な国際物流ルートの活用を目指します。つきましては、実証輸送の参加事業者及び対象とする輸送手段・ルート等について、以下のとおり公募します。

1. 公募期間

令和8年9月11日（金）～令和8年10月9日（金）※必着

2. 対象事業者

- 以下の要件を満たす日系荷主企業、日系物流事業者等であること。
 - ① 荷主企業が応募する場合、輸送を実施する物流事業者等との調整ができていること。
 - ② 物流事業者等が応募する場合、輸送する貨物の確保又は荷主企業との調整ができていること。
- 荷主企業と物流事業者等が共同に応募することも可能ですが、その場合、応募主体となる代表企業を選定してください。
- 日本をトランジットポイントとした国際複合輸送ルート（例：Sea & Air）の開発・検証の場合は、日系物流事業者の応募を前提に、日系以外の荷主企業の貨物を輸送することも可能ですので、ご相談ください。

3. 実証輸送の実施条件

- 実証輸送の時期、輸送手段、ルート等が、以下の要件を満たすものであること。
 - ① 令和8年10月～令和9年1月を目途に実施するものであること。
（ただし、輸送開始時期が多少前後する場合、事前に国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 国際物流室が面談し、相談を受けることも可能です。）
 - ② 日本を発地又は着地、あるいはトランジットポイントとし、以下のいずれかの条件にて輸送するものであること。
 - ・ 過去に検討したBCPルートの深化
過去に検討を行ったBCPルート等で抱えている課題（コスト高、所要日数、制度上の制約等）に対する改善を図る実証
 - ・ 既存ルート活用の高度化
定期運行、複数荷主による共同輸送、複数コンテナの輸送など、既存ルートの継続的・集約的な活用モデルの検証
 - ・ 日本をトランジットポイントとした新たなルート開発
日本をトランジットポイントとした国際複合輸送ルート（例：Sea & Air）の開発・検証
 - ・ 既存ルートに代わる新たな国際物流ルートの開発
既存ルートのBCPルートとなり得る特別な輸送提案などで新規性が認められるもの

4. 参加事業者の選定方法

- 応募のあった事業者の中から、国土交通省において、以下の事項等について総合的に審査を

実施した上で、参加事業者を選定します。

- ① 実証輸送の必要性（輸送手段・ルートとして一定の新規性があること、既存のルート等で抱えている課題について改善を図るための検証の必要性があること等）
 - ② 実証輸送の実現可能性（関係者間で、貨種・貨物量や輸送ルート等の調整ができていること等）
 - ③ 当該輸送手段・ルートの汎用性（他の日系荷主企業、日系物流事業者等への展開可能性があること等）
- 審査に際し、応募者に対して、追加資料の提出、問い合わせ等への対応をお願いする場合があります。
- 選定結果については、順次、国土交通省より応募者に通知します。

5. 検証事項

- 参加事業者は、実証輸送を通じて、以下の事項について把握・確認を行い、既存ルートと比較した場合の当該輸送手段・ルートの有効性や課題の検証を行います。
- ・輸送コスト（輸送手段・区間別の内訳を含む）
 - ・リードタイム（輸送手段・区間別の内訳、滞留時間を含む）
 - ・輸送品質（振動・衝撃、温度・湿度等）
 - ・輸送の際の手続き（B/L、鉄道 B/L、書類等）
 - ・トレーサビリティ（カーゴトラッキング等）
 - ・BCP ルートとしてのリスク評価（地政学リスク、制裁リスク等）
 - ・越境時の税関手続き（通関するまでの時間、システム入力、必要書類等）
- 等
- 具体的な検証事項及び検証方法については、輸送手段・ルートの特性等を考慮しつつ、国土交通省と参加事業者の間で協議の上、決定します。

6. 留意事項

- 実証輸送は、国土交通省より外部委託して実施中の「国際物流の多元化・強靱化に向けた実証調査および官民コンソーシアムの運営（令和7年度補正）」の受託者（以下「調査業務受託者」という。）から参加事業者に再委託する形で実施します。再委託の際には、調査業務受託者と参加事業者の間で、再委託契約を結んでいただくことを想定しています（守秘義務に係る条項を含む。）。
- 実証輸送の実施に当たり、一輸送につき原則として 100 万円を調査協力に係る費用として支出しますが、複数コンテナの場合は 2 コンテナまでを上限に 200 万円を支出します。ただし、応募件数が少ない場合、支給金額の調整を行う可能性がございます。
- 実証輸送の進捗状況及び検証結果については、調査業務受託者から参加事業者へのアンケート、ヒアリング等により、ご報告いただきます。
- 実証輸送の開始後、国土交通省では、実証輸送開始のプレスリリースを行うことを予定しております。その際には実証輸送に参加される事業者の社名の公表をさせていただく予定です。
- 実証輸送の実施後、国土交通省では、実証輸送結果の情報共有会合等を開催することを予定しており、その際には参加事業者にもご出席いただき、結果の発表等、ご協力をいただきます。また、実証輸送の結果については、調査業務受託者において報告書等の形でとりまとめ、公表させていただく予定です。公表内容、公表範囲等の詳細については、参加事業者との間で事前に調整いたします。

7. 応募方法

別紙「応募様式」に必要事項を記載の上、E メールでご提出ください。また、必要に応じ、参

考となる資料を添付していただくことも可能です。

【メールによる提出先】

E-mail : hqt-intl-logistics@ki.mlit.go.jp

8. お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 国際物流室 担当：砂山、佐川、内田

代表：03-5253-8111（内線 41885、41884、41872）

電話：03-5253-8800

以上